

## グリーン購入法適合のスマートフォン・携帯電話調達について

2015 年 2 月に閣議決定されたグリーン購入法の基本方針に、スマートフォンが新規に品目追加されました。これを受け、グリーン購入ネットワークでは、市場で販売されているグリーン購入法の基準を満たしている携帯電話・スマートフォンについて、大手キャリア 3 社に対して調査を致しました。その結果、バッテリー等の消耗品を製品製造終了後 6 年以上保有するという条件を満たすことが難しいという理由から、グリーン購入法適合の機種は非常に限られることがわかりました。貴団体の調達方針がグリーン購入法と同一基準の場合は、スマートフォン・携帯電話を購入される際にご注意願います。

### 環境省 H27 年度グリーン購入法の基本方針（スマートフォン、携帯電話、PHS）

携帯電話	<b>【判断の基準】</b> 携帯電話又は PHS にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。
PHS	ア．搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ．機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。
スマートフォン	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後 6 年以上保有） 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

配慮事項、備考欄については省略していますので、**必ず以下の URL より基本方針全文をご確認ください**。

（環境省 グリーン購入法 . n e t ）<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

< 本件に関するお問い合わせ >

グリーン購入ネットワーク（GPN）事務局 担当：金子・深津

TEL.03-5642-2030 FAX.03-5642-2077 Web : <http://www.gpn.jp/> Email : [gpn@gpn.jp](mailto:gpn@gpn.jp)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9 階